

消防予第 85 号  
平成 4 年 4 月 15 日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

## 避難器具用ハッチの基準について(通知)

金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ(以下「避難器具用ハッチ」という。)については、上ぶた等の腐食により避難器具の使用に支障をきたす例がみられたことから、避難器具を的確に使用できるよう、その構造、材質等の基準を別添のとおり定めたので通知する。

また、本基準の運用について下記のとおり定めたので、指導に当たっては、十分留意されたい。

貴職におかれては、管下市町村にもこの旨示達の上、よろしく御指導願いたい。

### 記

1 避難器具用ハッチは、消防法施行規則第 27 条第 3 号ハ(イ)、同条第 8 号ハ等に定める取付け具に相当するものであるが、避難器具用ハッチが他の取付け具に比べて腐食による影響が出やすいことから、特にその耐食性に配慮した基準としたものであること。

2 本基準は、平成 4 年 6 月 1 日から施行すること。ただし、施行日において現に存する防火対象物、現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物又は現に建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築確認申請書若しくは同法第 18 条第 2 項の規定に基づく通知を受理している防火対象物に係る避難器具用ハッチについては、当分の間、本基準を適用しないものとする。

3 立ち入り検査、点検等の機会をとらえて、2 のただし書きを適用する防火対象物に設置された避難器具用ハッチの検査等を行い、当該ハッチが腐食等により避難器具の使用に支障をきたすか、又は、支障をきたすおそれがあるものについては、取り替えるものとする。

なお、既存の避難器具用ハッチを取り替える場合は、2 のただし書きにかかわらず、本基準に適合したものとする。

別添

避難器具用ハッチの基準

## 第 1 趣旨

この基準は、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することのできるハッチ(以下「避難器具用ハッチ」という。)の構造、材質等の基準を定めるものとする。

## 第 2 構造、材質等の基準

### 1 構造

避難器具用ハッチの構造は、次に定めるところによる。

- (1) 本体、ふた、取付金具、結合金具等により構成されるものであること。
- (2) ふたにあってはちょう番等、取付金具にあってはボルト・ナット等により本体と一体構造とすること。
- (3) 本体の上縁の高さは、回り縁から 1 cm 以上とすること。
- (4) アンカーにより建物本体に取り付ける構造のものにあっては、固定箇所を 4 か所以上とすること。
- (5) フランジにより建物に取り付ける構造のものにあっては、フランジの幅は、5 cm 以上とし、4 か所以上をボルト等でハッチ本体又は建物本体に固定できるものであること。
- (6) 上ぶたは、おおむね 180 度開くことができるものを除き、次によること。
  - ア おおむね 90 度の開放状態でふたを固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。
  - イ 手掛けを設けること。
- (7) 屋外に設置するものにあっては、下ぶたを設けること。
- (8) 下ぶたは、次によること。
  - ア 直径 6 mm 以上の排水口を 4 個以上設けるか、又は、これと同等以上の面積の排水口を設けること。
  - イ おおむね 90 度開くものであること。
- (9) 足掛けを設ける場合は、足掛けに滑り止めの措置が講じられていること。
- (10) ボルト・ナットには、スプリングワッシャー、割ピン、ダブルナット等の緩み止めの措置が講じられていること。
- (11) ボルト・ナット等が使用者に損傷を与えるおそれのないよう措置されていること。

と。

(12) 避難器具が、确实、容易に取り付けられる構造であること。

(13) 避難上有効な開口部(避難器具を展長した状態で人が避難する開口部をいう。)は、直径 0.5m 以上の円が内接する大きさ又は人の避難がこれと同等以上にできる大きさであること。

(14) 3 動作以内で容易に、かつ、确实に避難器具を展長できるものであること。

## 2 材質

避難器具用ハッチに用いる部品は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる材質又はこれらと同等以上の強度、耐食性を有する不燃材料であること。

部品	材質	種類
本体 ふた フランジ	JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板) JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板) JIS G 4306 (熱間圧延ステンレス鋼帯) JIS G 4307 (冷間圧延ステンレス鋼帯)	SUS 304～316
取付金具 結合金具 手掛け 足掛け アーム アンカー	JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板) JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板) JIS G 4306 (熱間圧延ステンレス鋼帯) JIS G 4307 (冷間圧延ステンレス鋼帯) JIS G 3446 (機械構造用ステンレス鋼 鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼 鋼管) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)	SUS 304～316

	JIS G 4317 (熱間圧延ステンレス鋼等 辺山形鋼)	SUS 302~316
	JIS G 4320 (冷間圧延ステンレス鋼等 辺山形鋼)	SUS 304、316
	JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) JIS G 4308 (ステンレス鋼線材)	SUS 303~316
	JIS G 4315 (冷間圧造用ステンレス鋼 線)	SUS 304~316、 XM 7
ちょう番 ピン ボルト ナット ワッシャー リベット	JIS G 4304 (熱間圧延ステンレス鋼板) JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板) JIS G 4306 (熱間圧延ステンレス鋼帯) JIS G 4307 (冷間圧延ステンレス鋼帯) JIS G 3446 (機械構造用ステンレス鋼 鋼管) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼 鋼管) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼鋼管)	SUS 304~316
	JIS G 4303 (ステンレス鋼棒) JIS G 4308 (ステンレス鋼線材)	SUS 303~316
	JIS G 4314 (ばね用ステンレス鋼線)	SUS 302、304、 316
	JIS G 4315 (冷間圧造用ステンレス鋼 線)	SUS 304~316、 XM 7

ワイヤーロープ	JIS G 3535 (航空機用ワイヤーロープ)	SUS 302、304
	JIS G 3540 (操作用ワイヤーロープ)	SUS 302、304、 316

### 3 仕様

避難器具用ハッチの各部品の仕様は、次に定めるところによる。

(1) 本体及びフランジの板厚は、1.2 mm以上とすること。ただし、取付金具を設ける部分については、3 mm以上とすること。

(2) 上ぶたの板厚は、1.5 mm以上とすること。

(3) 下ぶたの板厚は、1.2 mm以上とすること。

(4) 取付金具は、次によること。

ア 板厚は、1.5 mm以上とすること。

イ 金具取付けにボルトを用いるものにあつては、当該ボルトの直径は、10 mm以上とすること。

(5) 手掛け及びアームは、丸棒を用いるものにあつては直径 8 mm以上、板加工をするものにあつては板厚 1.5 mm以上、平鋼を用いるものにあつては板厚 3 mm以上とすること。

(6) アンカーは、板加工をするものにあつては板厚 1.5 mm以上、丸棒を用いるものにあつては直径 9 mm以上とすること。

(7) ワイヤーロープの太さは、直径 1.5 mm以上とすること。

### 4 表示

避難器具用ハッチには、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

ア 「避難器具用ハッチ」

イ 製造者名

ウ 製造年月

エ 使用方法

オ 取り扱い上の注意事項

#### 附 則

この基準は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。